

日 末 一 月 期 限 提 出

秘

(工業) 調査表乙

◎第 號

案

○欄ハ記入ヲ要セズ

○欄及裏面ノ記入注意フ熟讀ノ上記入スルコト

1 工場名

2 電話番號

備考

3 工場所在地

4 事業開始年月

年 月

5 主要事業

6

種類 男 女 計

從業員

事務ニ從事スル者

技術ニ從事スル者

計

職工

十六歳未満

十六歳以上五十歳未満

五十歳以上

計

その他ノ從業者

職業者

(十二月末日現在)

數

13

原

動

十二月

末

日

現

在

欄

種類 實馬力數別 操業臺數 休止及豫備ノ臺數 計

馬力ノモノ

馬力ノモノ

馬力ノモノ

馬力ノモノ

馬力ノモノ

馬力ノモノ

馬力ノモノ

馬力ノモノ

馬力ノモノ

種類 操業數 休止及豫備ノ數 計

ノ名稱

加入團體

作業機械(十二月末日現在)

7

四 期 別

平均一日
使用職工數平均一日
勞働時間

作業日數

勞

1月—3月

働

4月—6月

消

7月—9月

費

10月—12月

。

賃金支拂總額
(一月一日ヨリ十二月末日迄)職工一人一日當
需

男

錢

女

錢

昭和

年

月

日

提出

此ノ調査表ハ三選提出スルコト

調查員捺印

日本標準規格 B4 (257×364mm)

記入注意

一 一般事項

1 本調査票は工業調査規則第二條に該当する工場に限り
之を提出することと、専業中のものは備考欄に休業の時
期及び休業前の職工数（工業主又は之と雇傭關係なき者に
して職工の作業を爲すものを含む）を記入することと
2 本調査票に記入する数字は1・2・3等の如きアラビヤ
数字を使用すること。

二 工場名

例へば鈴木紡績株式會社兵庫工場、トヨタ織物場等の如く當該
工場の稱呼を記入すること。
工場に特別の稱呼なき場合は其の工場の主なる事業及工
場主の氏名又は名稱等に依り假に名稱を附して記入すること
と、例へば中村レンズ工場、吉田紡染物工場といふが如し
三 工場所在地

都道府縣郡市町村番地其の他之に準すべきものを記入も
ること。

四、事業開始年月

1 事業繼承又は新業組織更の場合と雖も其の工場の最
初の事業開始の年月を記入すること。
2 事業を變更したる場合には本調査票に記入したる主要
事業を開始したる年月を記入すること。

五、主要事業

工業分類表に依り當該工場に於ける事業を記入すること。
例へば織物業に在りては紡績織物業、紡綿との交織紡織物
業ステップルファイバー織物業等と區別して記入し、原動
機を製造する工場に在りては蒸氣機關製造業、内燃機關製
造業、水車製造業等と區別して記入するが如し。専當該工
場が二種以上の事業を併せ營む場合は其の各々の生産額の
多少設備の大小等を斟酌して主要と認める事業一種を
記入すること。

六 従業者數

1 従業者には工業主又は之と雇傭關係なき其の家族の者
で工場の業務に從事するものを含む。
2 職員數

職員とは工場の事務又は技術に直接從事する者をいふ。
事務と技術とを兼務する者に付ては其の主たる職務に依
り何れか一方のみに記入すること。

3 職工數

職工とは當該工場に於て其の目的とする作業の本體たる
業務に付勞働に從事し又は直接に其の業務を助成する爲
勞働に從事する者（職工長、伍長、工長、普通職工、臨
時職工、日傭職工等）をいふ。
徒弟及職人は職工と看做す。
年齢は數へ年は依らず満年に依ること。
4 其の他の従業者數

其の他の従業者と、給仕、小使、門衛、掃除夫、賄方、
運搬夫其の他工場建設物の修理等に從事する大工、左官
等をいふ。

七 勤働消費

1 平均一日使用職工數欄には毎日使用職工数（工業主又
は之と雇傭關係なき者にして職工の作業を爲すものを含
む）の一日當平均を各期別に記入すること。但し端数を
切捨てること。

2 平均一日勞働時間欄には職工の毎日勞働時間の一日當
平均を各期別に記入すること。但し小數點以下一位迄と
し未満は切捨てること。

八 算額支拂總額

1 職工（雇傭關係ある者に限る）に對して支拂ひたる實
收貨銀に付せたる調査期間中に於ける一人一日の平均額
の實收貨銀に付ては前項2・3に同じ。
2 實收貨銀には手當、歩哨、賞與等を含む。
3 賄被服、住居等實物を給與する場合に於ては其の價
額を見積り之を合算記入すること。

九 賃工一人一日當實收貨銀

1 十六歳以上四十歳未滿の職工（雇傭關係ある者に限る）
の實收貨銀に付せたる調査期間中に於ける一人一日の平均額
の實收貨銀に付ては前項2・3に同じ。

十 原料及材料使営用額

1 生産の爲め使用されたる原料及材料全部の總價額を
記入すること。原料及材料として購入したものと雖も調
査期間内に使用せざるものに付ては記入せぬこと。
2 自家生產に係るものと雖も原料及材料として使用した
ものは之を記入すること。

十一 原料及材料使営用額

1 其の工場に於ける主たる原料及材料がある場合は之
に付ても記入すること。但し自家生產に係る原料
及材料の價額は市價に依り之を計算すること。
2 加工又は修理工の委託を受けたる工場にありては受託工
場持つての原料及材料のみを記入すること。例へば紡布の
染色を委託されたる工場にありては染料、薬品、糊料等
を記入し紡布の染地は之を記入せぬこと。

十二 生產額

1 調査期間内に實際生産したるもの總額を工業分類表
に依り區別して記入することと例へば製絲業にありては
之を生絲、玉絲、野蠶絲、生皮亨並に「駁斗絲及ノ他
、製絲廢物」に區別し、和酒醸造業にありては之を精酒味
淋、燒酎等に區別し所定の數量單位に依り記入すること
2 自家生產に係るものにして直に其の工場に於て原料及
材料並に燃料及動力として使用する場合は其の使用した
るものと別欄に記入し「自家使用」と附記すること。例
へば紡花を購入して紡布を製造する工場に於ては其の
製造過程にある紡絲は工業分類表に指定しあるを以て生
産品名欄に紡絲（自家使用）と記入し生産額欄には其の
數量及價額記入すること。尚製品たる紡布にして當該工
場の職工等の衣類其他に自家使用するものは之を記入
せぬこと。

十三 生產額

1 數量の單位は工業分類表に記載する所に依ること。樽、
箱、束、桶、吼、壺の如き慣用の單位に依る場合は其の
内容の説明を備考欄に附記すること。
2 工業分類表に數量單位を記載せざるものは價額のみを記
入すること。
3 價額は調査期間内に生産したものの内實際取賣済みの

ものに付ては工場減し値段に依り、未だ販賣せざるものに付ては十二月末日の市價に依り合算記入すること。但し圖單位とし端數は切捨てること。

自家生産に係るものにして直に其の工場に於て原料及材料並に燃料及動力として使用するものの價額は生産當時の市價に依り之を計算すること。

委託仕事として他の工場に出し當該工場に於ては何等製造、加工又は修理を爲さざる生産品に付ては記入せぬこと。

他人の委託を受け其の提供に係る物を主たる原料又は材料として製造、加工又は修理を爲したる場合は之を別品目として價額の欄に製造又は加工の場合は「加工費」、

修理の場合は「修理料」と明記したる上其の金額を記入すること。

数量に付ては前掲に同じ但し雜多の物件を製造、加工又は修理する場合等の如く数量を記入すること著しく困難なるときは其の記入を省略するも差支なし。

在庫額
1 在庫せるもの在るときは其の在庫額を工業分類表に依り區別して記入すること。

2 数量に付ては前掲に同じ

3 價額は十二月末日の市價に依り計算すること。

十四 原動機
1 電動機、蒸氣機關、蒸氣タービン、ガス機関、石油機關、ターピング水車、ベルトン水車及日本型水車の内何れかの原動機を有する場合に限り之を記入するものとし、先づその種類を記入し其の實馬力毎に操業中のものと休止及豫備のものとに區別して記入すること。例へば電動機十馬力のもの十五臺、五馬力のもの三臺ある場合に十馬力の操業中のもの十四臺、十馬力の休止及豫備のもの五馬力の操業中のもの二臺、五馬力の休止及豫備のもの一臺等の如く記入すること。

原種類	實馬力	操業數	休止及豫備數	總數	計
電動機	10馬力	14	1	15	
"	5馬力	2	1	3	
總					

原動機には發電機及蒸氣罐を含まぬ

實馬力數は小數點以下一位迄とし未滿は切捨てること。
十五 作業機械及設備
主要作業機械及設備表に記載せる機械及設備を有する工場は其の事業の種類を問はず總て同表に依り機械及設備に付の数を採業中のものと休止及豫備のものとに區別し所定の単位に依り記入すること。

種類	操業數	休止及豫備數	計
整修機	3,200臺	800臺	4,000臺
給油機及設備	25	7臺	3臺
時計器	10臺		
總	1臺	1臺	2臺

十六 燃料及動力使用額
本欄記載の品目を燃料及動力(電力に付ては燈用を含む)として使用したる場合に限り其の數量及價額を記入すること。

2 自家生産に係るものと雖も燃料及動力として使用したものは之を合算記入すること。

3 電力及ガスの自家生産に要したる燃料も該當品目中に合算記入すること。

4 石油とは揮發油、輕油、燈油及重油をいふ。

5 數量の單位にして特に指定したるものに付ては成るべく之に依ること。

6 價額は購買價額に依ること。但し自家生産に係る燃料及動力の價額は市價に依り之を計算すること。

十七 加入團體の名稱
當該工場が其の業務に關し加入せる團體ある場合は其の團體名を記入すること。例へば何々統制會、何々統制組合、何々工業組合等の如く記入すること。

十八 工業主の住所及氏名又は名稱並に捺印
工業主とは其の工場が自已の工場たると他より質借したる工場たるを問はず其の營業主をいふ。

十九 資源調査法第一條ノ規定=依リ工業調査規則左の通定ム

第一條 當時五人以上ノ職工(工業主又ハト雇傭關係ナキ者ニシテ職工ノ作業ヲ爲スモノヲ含ム)ヲ使用スル工場(作業場ヲ含ム)ノ工業主ハ工場毎ニ毎年別記様式第二號ニ依ル調査票乙至通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ。

前項ノ調査票ニ調査記入スペキ事項中原動機、作業機械及設備並ニ原料及材料ノ種類ニ付テハ別ニ之ヲ定ム。

第一項ノ調査票ニ調査記入スペキ事項中生産品名及主要事業ハ別ニ定ムル分類ニ依リ區分シテ之ヲ記入スペシ。

第五條 工業調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査票用紙ノ配付、調査票ノ蒐集其ノ他ニ關聯スル事務ニ從事ス。

(参照)
昭和四年四月二十二日法律第五十三號資源調査法(抄)
第一條 政府ハ人の的及物の資源ノ調査ハ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關聯スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ調査ノ範囲、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム。

第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス。當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ。

職務上前項ノ祕密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ前項ニ同ジ